

6月定例総会議事録

- 1 日 時 平成30年6月29日(金) 午後1時30分～
- 2 場 所 本庁5階 大会議室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 二木昭治 小澤治人 百瀬友司 小池典子 竹下静江 塩原 正
古田久人 三村明一 竹淵 浩 塚原一郎 米久保 茂 三溝静夫
塩原令子 酒井茂典 北澤 稔 田中新一 平林金一郎 山崎憲一
赤羽 功 荒川浩一 長尾正公 赤羽 章 伊藤正彦 上條幸栄
神戸 博 橋戸 勝
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局員 米窪事務局長 溝口補佐 原主任 中澤主事
- 7 協議内容

(1) 開 会 二木 会長代理

(2) あいさつ 塩原会長

(3) 議案審査

- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号15番の三村委員と16番の小池委員でお願いします。

① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	全1件	承認
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>洗馬地区</u>	全1件	承認
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>		

- ・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇外1筆の畑、合計2,280㎡を片丘〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作する予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 松本市大字今井〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇の畑1,032㎡を松本市南松本〇〇〇の〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作する予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

② 議案第2号 塩尻市農業振興地域の変更申請について

塩尻地区	片丘地区
広丘・高出・吉田地区 全1件 承認	洗馬地区 全1件 承認
宗賀・檜川地区	北小野地区

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・塩原委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇の畑1523㎡の内、24㎡に農業用倉庫を建てるため、農振の軽微変更をするものです。この土地は都市計画区域外です。農地区分は消極的2種農地です。農業用倉庫ですので農地転用要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を広丘地区でお願いします。
- ・小口委員 広丘郷原〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する広丘郷原〇〇〇の畑1690㎡の内326.26㎡、〇〇〇の畑2711㎡の内71.76㎡に農業用倉庫を建てるため農振の軽微変更をするものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は原則農地転用ができない第1種農地ですが農業用倉庫ですので農地転用要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

③ 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

塩尻地区	片丘地区
広丘・高出・吉田地区	洗馬地区 全3件 承認
宗賀・檜川地区 全2件 承認	北小野地区

- ・塩原議長 1番を宗賀地区でお願いします。
- ・山崎委員 千葉県柏市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇の畑1外1筆、合計330㎡を、松本市浅間温泉〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが空き地に付随した農地として所有権移転ということで申請がありました。
- ・事務局溝口 本案件は、下限面積が不足しておりますが、農地法施行令第17条第2項の規

定により、空き家に付随した農地の指定を行い、下限面積を引き下げたため、不許可の例外となります。

- ・ 山崎委員 地区としては可といたしました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・ 二木代理 空き家も売れたということか？
- ・ 平林議員 現状更地になっています。
- ・ 事務局米窪 元々空き家バンクに登録されていたものであれば、取壊し更地にした場合でも該当になります。
- ・ 塩原議長 ほかに意見質問はありますか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を宗賀地区でお願いします。
- ・ 山崎委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇の畑20㎡を、宗賀〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を宗賀地区でお願いします。
- ・ 上條委員 松本市大字里山辺〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇の田外2筆、合計1,202㎡を、宗賀〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を洗馬地区でお願いします。
- ・ 酒井委員 木曾郡木曾町日義〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇の畑2,284㎡を、松本市大字笹賀〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を洗馬地区でお願いします。

- ・酒井委員 松本市大字島立〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇の畑外6筆、合計17,304㎡を、洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありましたが、所有権移転を行わなくなったため許可取下げの申請がありました。
- ・事務局溝口 所有権移転をしようとしたところ、かなり高い税金がかかることがわかり、支払いできないため、所有権移転ではなく利用権を設定することにしました。
- ・酒井委員 地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

④ 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区 全1件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 本案件は、先ほど農振の軽微変更を行った案件です。広丘郷原〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘郷原〇〇〇の畑、面積1,690㎡の内326.26㎡及び広丘郷原〇〇〇の畑、面積2,711㎡の内71.76㎡、合計398.02㎡を農業用倉庫用地として農地転用するものです。農業用施設ですが、200㎡以上の案件については、許可が必要となります。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがある農地に属している第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、農業用施設であるため不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑤ 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>洗馬地区</u>	
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>	

- ・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の畑300㎡を、片丘〇〇〇にお住いの〇〇〇さんに使用貸借権を設定し、住宅用地として農地転用するものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の

広がりがある農地に属している第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、集落に接続する住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

- ・二木代理 5条等の許可について、許可後農業委員としてどこまで確認していけばよいか？
去年の案件で山林化した農地を売買するという案件について、約1年が経過したが一向に変化がない。
- ・原主事 委員会を経て県許可が下りたものについて、完了報告をもって終了になります。
許可後約1年を経過しても変わっていない場合は、事務局へご連絡ください。

⑥ 議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(相続届)について

塩尻地区		片丘地区	全2件	承認	
広丘・高出・吉田地区	全3件	承認	洗馬地区	全3件	承認
宗賀・檜川地区	全2件	承認	北小野地区		

【報告】 事務局 溝口補佐 3条届出 10件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので部会としては可といたします。

⑦ 議案第7号 農地法第4条の規定による届出について

塩尻地区		片丘地区			
広丘・高出・吉田地区	全3件	承認	洗馬地区		
宗賀・檜川地区			北小野地区		

【報告】 事務局 溝口補佐 4条届出 3件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑧ 議案第8号 農地法第4条の規定による農業用施設の届け出について

塩尻地区		片丘地区	全1件	承認
広丘・高出・吉田地区		洗馬地区	全1件	承認
宗賀・檜川地区		北小野地区		

【報告】 事務局 溝口補佐 4条届出(農業用施設) 2件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。農業用施設ですので可といたします。

⑨ 議案第9号 農地法第5条の規定による届出について

塩尻地区	全4件	承認	片丘地区		
広丘・高出・吉田地区	全1件	承認	洗馬地区		
宗賀・檜川地区			北小野地区		

【報告】 事務局 溝口補佐 5条届出 5件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑩ 議案第9号 農地保有合理化促進事業による幹旋適格認定について

<u>塩尻地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>	
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>	<u>全3件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>	<u>全1件 承認</u>

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 ○○○が所有します洗馬○○○の田667㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で洗馬○○○にお住いの○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。2番を広丘地区でお願いします。
- ・長尾委員 ○○○が所有します広丘野村○○○田2,167㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で広丘野村○○○にお住いの○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番を洗馬地区でお願いします。
- ・伊藤委員 ○○○が所有します洗馬○○○の畑外2筆、合計1,500㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で洗馬○○○にお住いの○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。続いて4番を塩尻地区でお願いします。
- ・荒川委員 ○○○が所有します下西条○○○の田外1筆、合計4,405㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で松本市渚○○○にお住いの○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。続いて5番を広丘地区でお願いします。

- ・三村委員 広丘郷原〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します広丘郷原〇〇〇の畑1,791㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。続いて6番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の田4,408㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。続いて7番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 北小野〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇の田168㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。

⑪ 議案第10号 農地利用集積計画について

塩尻地区		片丘地区	全9件	承認	
広丘・高出・吉田地区	全6件	承認	洗馬地区	全3件	承認
宗賀・檜川地区	全1件	承認	北小野地区	全1件	承認

- ・塩原議長 塩尻地区からお願いします。
- ・百瀬委員 塩尻地区はありません。
- ・塩原議長 続いて片丘地区お願いします。
- ・赤羽委員 片丘地区面積17,544㎡筆数16すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて広丘地区お願いします。
- ・古田委員 広丘地区面積14,201㎡筆数7すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。
- ・三溝委員 洗馬地区面積28,000㎡筆数13すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて宗賀地区お願いします。
- ・平林委員 宗賀地区面積2,800㎡筆数1すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて北小野地区お願いします。

- ・赤羽委員 北小野地区面積 6,787 m²筆数 7 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 総合計 69,332 m²筆数 44 となっています。続いて所有権移転を事務局からお願いします。
- ・事務局原 (5 件 6 筆報告)
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。
- ・塩原議長 以上で議案案件はすべて終了しました。

(4) その他事項

①(松本農業改良普及センター 北澤氏による概況説明)

- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。
- (意見・質問なし)

②農振見直しについて(農政課 米山満)

- ・塩原会長 農振見直しについて農政課担当者よりお願いします。
- ・農政課米山 (説明)
- ・塩原議長 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・二木会長代理 税制面での影響はあるのか。
- ・農政課米山 固定資産税については、特にありません。農振での区分けはしていません。
- ・塩原会長 アンケートの抽出対象者はどのくらい。
- ・農政課米山 2000 件です。10a 以上農地をもっている方が対象になります。
- ・古田委員 アンケート結果の公表は。
- ・農政課米山 法的にも公表するようになっていきます。7月の定例会にはお示しをする予定です。
- ・塩原議長 他に意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。

③その他

農政懇談会議題について(米窪局長)

農業者年金の加入推進について

農地パトロールについて

7月26日農地利用推進研修会について

- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (特にナシ)

・塩原議長 特にないようですのでこの件は終了します。

(5) 閉 会 二木 会長代理

午後3時24分終了

平成30年6月29日

議事録署名人

会長 _____ 印

議席15番 _____ 印
三村委員

議席16番 _____ 印
小池委員